

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこと。（第一条関係）

第二 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第五百十一号）について、令和六年度における厚生年金の再評価率の改定に併せて地方議会議員の年金の額を改定すること。（第二条関係）

第三 令和五年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第三百三十二号）について、令和六年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定を行うこと。（第三条関係）

第四 この政令は、令和六年四月一日から施行すること。（附則関係）